

日バス協業第 345 号

令和 3 年 9 月 3 日

各都道府県バス協会 会長 殿

公益社団法人 日本バス協会

会長 清水 一郎

「一般貸切旅客自動車運送事業の許可等の申請に係る法令試験
の実施方法について」の一部改正について

平素より当協会の運営に関して格別なご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

この度、国土交通省自動車局旅客課長より、「一般貸切旅客自動車運送事業の許可等の申請に係る法令試験の実施方法について」の一部改正について、別紙のとおり通達がありました。

つきましては、その旨了知されるとともに、貴協会傘下会員に対し周知方よろしくお願いいたします。

本件は、一般貸切旅客自動車運送事業の許可等の申請に係る法令試験の実施当日における、受験者の本人確認に用いる書類の例示として、「個人番号カード（マイナンバーカード）」が追加される改正となります。

【問合せ先】

(公社) 日本バス協会業務部 中尾・近本

電話 : 03-3216-4014